

経済特区における税制特例

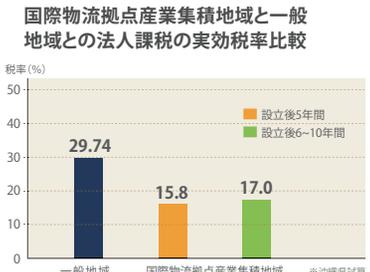
沖縄振興特別措置法に基づく特区・地域制度

沖縄では、県外からの立地企業や、地場産業を営む県内企業が活用できるさまざまな制度が用意されています。他県にはない高率の所得控除(最大40%)や設備投資を促進する課税の特例等の優遇があります。



	1 産業イノベーション 促進地域	2 国際物流拠点 産業集積地域	3 経済金融活性化 特別地区
対象事業・施設	①製造業 ②道路貨物運送業 ③倉庫業 ④卸売業 ⑤デザイン業 ⑥自然科学研究所 ⑦電気業(一定の要件あり) ⑧特定ガス供給業 ⑨こん包業 ⑩機械修理業 ⑪機械設計業 ⑫非破壊検査業 ⑬商品検査業 ⑭計量証明業 ⑮経営コンサルティング業 ⑯エンジニアリング業 ⑰研究開発支援検査分析業 ※①～⑯は税制以外の特例制度のみ対象	①製造業 ②特定の機械等修理業 ③特定の無店舗小売業 ④倉庫業 ⑤航空整備業 ⑥道路貨物運送業 ⑦特定の不動産賃貸業 ⑧卸売業 ⑨こん包業 ※⑧～⑯は税制以外の特例制度のみ対象	①金融関連産業 ②情報通信関連産業 ③観光関連産業 ④農業・水産養殖業 ⑤製造業 ⑥経営コンサルタント業
所得控除	—	○	○
投資税額控除	○	○	○
特別償却	○	○	○
エンジェル税制	—	—	○
事業税	○	○	○
不動産取得税	○	○	○
固定資産税	○	○	○
事業所税(那覇市のみ)	○	○	—

※1 国税の特例措置は、各年度毎にいずれか1つを選択。
 ※2 事業所税は地方税法附則第33条に基づく。それ以外は国による減収補填措置を前提に、県及び市町村が条例により措置。

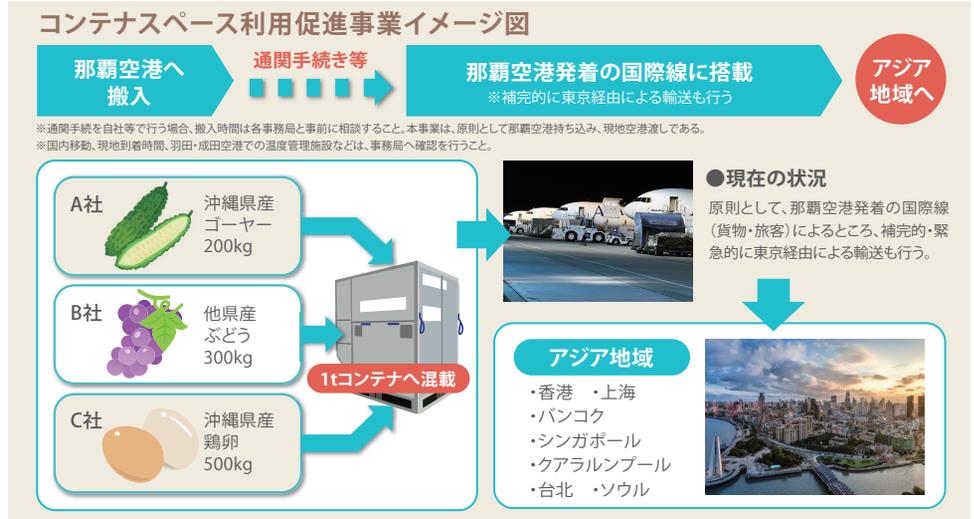


輸送費に対する支援

航空コンテナスペース利用促進事業 (問合せ先:沖縄県商工労働部 アジア経済戦略課 TEL.098-866-2340)

沖縄県内生産者等が航空輸出を行う貨物の一部運賃に対して支援を実施します。(令和5年度)
 (燃油サーチャージ、通関費用、貨物取扱手数料等諸経費は利用者負担)

事業利用対象者: 沖縄県内に本店又は支店を有する生産者、製造業者、輸出商社、貨物利用運送事業者等
 対象貨物: 農作物、畜産物、水産物、加工食品、精密機械類等が航空貨物に適するもの
 輸出対象地域: 香港/上海/バンコク/シンガポール/クアラルンプール/台北/ソウル
 実施期間: 令和5年度内(ただし、期間内であっても予算がなくなり次第終了する)
 支援内容・条件: ・累計貨物量の50%超(重量ベース)は、県産品を輸出可能であること ・継続して空輸送を計画する者
 ・輸出品目の内容、数量、金額等を沖縄県に対して報告する者 ・流通コストを沖縄県及び生産者へ開示する者
 ※上記諸条件は変更になることがあります。



令和5年度 那覇港輸送効率化支援事業の概要

- 事業目的 那覇港輸送効率化支援事業(以下、「本事業」という。)は、那覇港を利用する国際コンテナ貨物の効率的な輸送パターンへのシフトを支援することにより、那覇港における国際コンテナ貨物の増大と那覇港を利用する輸送の効率化を促進することを目的としております。
- 対象事業者 国際コンテナ貨物を輸送する荷主又は物流企業
- 支援内容
 - 那覇港を利用した輸送ルートにシフトすることで生じる増額費用分(海上輸送費、陸送費など)を支援
 - 支援上限額は第1段階30万円、第2段階100万円(段階毎に参加協力金10万円支給)の計150万円
 - ※第1段階終了時点で本事業の有効性が確認された場合に第2段階の輸送が可能となります。
- 対象要件
 - ①那覇港を利用して輸出入を行うコンテナであること
 - ②那覇港を利用した新たな輸送ルートであり、輸送パターンA、B、C、Dに該当すること(下図参照)
 - ③本事業目的に合致し、那覇港を継続的に利用する見込みであること etc
- 支援対象の輸送パターン



問合せ先:那覇港管理組合 企画建設部 みなと振興課 TEL 098-868-2582

優秀な人材で活気あふれる沖縄



人口減少時代に移行する中で、沖縄県は依然として人口が増加し続けています。また、都道府県別の平均年齢は最年少の43.5歳、年少人口(0~14歳)の割合も16.6%と全国1位の割合の高さであり、日本一若い県といえます。県内の工業系教育機関には、毎年多くの学生が入学しており、将来のものづくり産業を担う人材が育成されています。

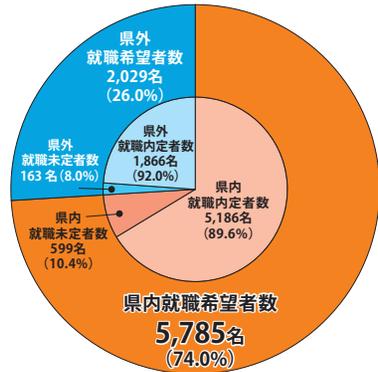
新卒者の74%は県内就職を希望しています。

■ 県内新卒者(就職希望者)の就職状況データ

	高校	短大	大学	専修学校等	計	
卒業生数(人)	16,862	572	3,804	3,862	25,100	
就職希望者数(人)	県内	995	280	1,701	2,809	5,785
	県外	529	121	804	575	2,029
就職内定者数(人)	県内	966	256	1,460	2,504	5,186
	県外	525	113	688	540	1,866
就職内定率	県内	97.1%	91.4%	85.8%	89.1%	89.6%
	県外	99.2%	93.4%	85.6%	93.9%	92.0%



■ 新規学卒者の就職状況



大学・高等専門学校・県立の工業系高等学校等の入学定員数

地域	学校名	定員	学校名	定員
北部	国立沖縄工業高等専門学校(本科)	160	名護商工高等学校	200
	美来工科高等学校	320	美里工業高等学校	280
中部	国立大学法人琉球大学(工学部)	350		
	浦添工業高等学校	280	那覇工業高等学校	320
南部	南部工業高等学校	120	沖縄工業高等学校	320
	八重山商工高等学校	160	宮古工業高等学校	120
高等学校合計		2,120	全体合計	2,630

職業能力開発校

学校名	定員
沖縄職業能力開発大学校(工学系)	130
具志川職業能力開発校	85
浦添職業能力開発校	120
合計	335

※その他、沖縄職業能力開発促進センターにも工学系学科が設置されています。

出所: 沖縄県教育委員会、各校HP

人材確保・人材育成等に対する支援

(1) 地域雇用開発助成金(地域雇用開発コース) (問合せ先: 沖縄助成金センター TEL.098-868-1606)

同意雇用開発促進地域又は過疎等雇用改善地域に事業所の設置・整備を行い(対象費用1点あたり20万円以上で、合計額300万円以上)、それに伴い当該地域に居住する求職者を3人(創業の場合は2人)以上雇い入れる事業主に対し、雇入れた対象労働者の数及び設置・整備に要した費用に応じて助成金が支給されます(その他適用条件有)。



地域雇用開発助成金

支給額: 規定額(48万円~960万円)/年
助成期間: 年1回、最大3年間

フロー図(上記2.3.共通)



※事業所(事業所における施設・設備)の設置、整備及び、雇入れに関する計画書のこと。

(2) 地域雇用開発助成金(沖縄若年者雇用促進コース) (問合せ先: 沖縄助成金センター TEL.098-868-1606)

沖縄県において事業所の設置・整備を行い(費用が契約1件あたり20万円以上で、合計額が300万円以上)、それに伴い県内に居住する35歳未満の若年求職者を3人以上雇入れ、その定着を図る事業主に対し、支給した賃金の一部が助成されます。対象若年労働者を3人以上雇い入れ、更に沖縄県内に居住する新規学卒労働者を雇い入れる場合、新規学卒者も助成対象となる場合があります(その他適用条件有)。



地域雇用開発助成金(沖縄若年者雇用促進コース)

支給額: 事業主が算定期間中に助成金対象者(1人あたり)に支払った賃金に相当する額の1/4(中小企業は1/3)を助成
助成期間: 年2回、1年間(労働者の定着状況が良好な事業主の場合2年間)
支給限度額: 1人につき年間120万円(各算定期間1人につき60万円)

※注意事項: 計画書提出から完了日までに納品・引渡・支払いが済んでいるもの及び、この間に雇入れた者が対象となります。

(3) 沖縄UIターン就職サポートセンター

沖縄県内での就職を希望する方への相談窓口として沖縄UIターン就職サポートセンターを沖縄(那覇)・東京・大阪にオープンし、県内への就職・再就職を支援しています。

センターでは、就職相談、沖縄県内の企業情報、移住情報、各エリアで予定されている就職イベントの情報提供などを実施しており、専門の相談員が沖縄県内就職をサポートしています。

お問い合わせ



「リっか沖縄」UI-Turn事業ナビサイト

イメージ図

